畜産高度化支援リース事業留意事項(通常リース用)

平成25年4月 8日25環機第208号 制 定 平成26年3月31日26環機第177号 一部改正 平成27年4年 1日27環機第348号 一部改正 平成28年4年 1日28環機第011号 一部改正 平成29年4年27日28環機第088号 一部改正

本留意事項は、畜産高度化支援リース事業実施要領(平成22年5月28日付け22環機第44 8号、以下「実施要領」という。)に定める経営リース、食肉リース及び生乳リースを実施するために留意すべき事項について説明します。

なお、用語の定義は、実施要領に定義した用語を使用します。

1 共通事項

- (1)貸付施設等の範囲は、実施要領及び「中古機械・装置の貸付に関する基準」(平成27年4月3日27環機第354号制定)に記載された施設・機械・装置等(中古機械等を含む。)になります。実施要領の別表1から3の項目に記載された種類に該当し、品目欄にない施設・機械・装置等については、あらかじめ機構の担当者に問い合せて下さい。
- (2)貸付対象施設等における施設・機械・装置等は、現に一般に販売等されているもので、 実証展示的なもの(原則として、貸付申請時点において、稼働実績が無く、貸付期間を通し て正常に稼働すると判断できないものをいう。)は、貸付けの対象にはなりません。

2 貸付対象施設等の範囲について

(1)経営リース

ア. ダンプカー、トラック又は軽自動車のあおりを嵩上げ必要な場合、その設置経費も本事 業のリース対象になります。

なお、嵩上げをするにあたっては、当該運搬車に記載されている積載荷重を厳守願います。

- イ.トラクター等汎用性の高い貸付施設等を希望する場合、実施要領の別表1の項目に即 した利用を満たす必要があります。
- ウ. 本事業における太陽光発電システム関連機器とは、太陽電池、接続箱、パワーコンディショナー、分電盤等太陽光発電を行うのに必要となる設備を指し、これらの設備及びその設置経費がリース対象となります。これにより、発電した電気の全ては、経営リースの趣旨に即し、家畜の飼養管理や家畜排せつ物の処理等のために、自家利用しなければなりません。

発電した電気の全部又は一部(余剰電力を含む。)を売電する場合は、貸付の対象とはなりません。また、貸付後に売電していることが発覚した場合には、リース契約を解除します。

なお、売電をしないことを担保する措置として、発電した電気の利用先が家畜の飼養管理や家畜排せつ物の処理等経営リースの趣旨に即した利用のみであることが、分電盤等により判別でき、かつ、保護継電器を設置する等電力の逆潮流を防止する仕組み(独立型太陽光発電を含みます。)が備え付けられていることが図面等で確認できるものに限り

リースを行います。

また、太陽光発電システム関連機器を設置できる場所は、畜舎、家畜排せつ物処理施設及び飼料貯蔵施設の屋上等や借受者の敷地内とし、借受者が居住する住居(団体や法人の事務所等養畜に直接関係のない施設を含む。)や借受者の敷地外への設置は貸付の対象とはなりません。

畜舎等既存の施設の屋上へ設置するに当たっては、設置しようとする施設に構造上の問題がないことを、あらかじめ確認してください。強度不足等により設置しようとする施設を補強する必要がある場合、補強に要する経費は貸付の対象とはなりません。

補助事業で整備した施設に太陽光発電システム関連機器を設置する場合は、補助事業に基づく手続きを当リース事業の貸付契約前に確実に行ってください。手続きについては、補助事業元にお問い合わせください。

エ. 簡易畜舎については、家畜の飼養環境の改善や衛生環境の改善を図り、畜産経営の 健全な発展に資するため、より多くの意欲ある畜産農家が施設導入費等を削減し、経営 合理化を推進できるよう活用いただくものです。

当機構で利用できる簡易畜舎は、肉用繁殖牛及び肉用育成牛、乳用乾乳牛及び乳用育成牛、地鶏等の小規模な畜舎、また、養豚農家における隔離舎等として利用ください。また、経費については、原則として次に掲げる基準事業費を上限とします。ただし、地域の実状等やむを得ない事由であることを一般財団法人畜産環境整備機構理事長(以下「理事長」という。)が特に認めた場合には、特認事業費を上限とすることができるものとします。なお、特認事業費の適用を受けるに当たっては、施設整備に係る各経費を十分確認し、資材価格の動向や地域的な要因等を検証した上で、施設整備費が適切かつ最小限となるよう留意ください。

簡易畜舎の種類	基準事業費	特認事業費
肉用牛舎	20千円/㎡	23千円/㎡
乳用牛舎	19千円/㎡	22千円/㎡
一般豚舎	36千円/㎡	44千円/㎡
分娩豚舎	48千円/㎡	58千円/㎡
鶏舎	19千円/㎡	22千円/㎡

※上記事業費には、ストール等附帯設備は含みません。

貸付けを希望される畜舎が、貸付施設等の簡易畜舎に該当するかどうかは、あらかじめ、当機構の担当者に問い合わせください。

- オ. 6次産業化に関する施設等については、経営リースの借受者が、自ら生産した畜産物を活用し、食肉加工品、乳製品、鶏卵加工品、菓子等を製造・販売を行うために必要となる設備、機械等を対象とし、加工・販売をするために必要な施設等は貸付の対象にはなりません。
- カ. 特認施設等は、実施要領の別表1の項目の種類に該当しない施設・機械・装置等であって、実施要領の第1の2の(1)のアの(オ)に定める要件に該当するものになりますが、希望する施設等が特認施設等に該当するかどうかは、あらかじめ当機構の担当者に問合せてください。なお、特認施設等の貸付申請に際しては、その効果及び必要性を記載した書面及び都道府県畜産主務課長の意見書の提出が必要となります。

(2)食肉リース

- ア. BSEその他の疾病対策等衛生基準の高度化等のために必要な機械・施設等は、冷蔵・冷凍車(軽車両を含む。)、冷蔵・冷凍車(車台、軽車両を含む。)、冷蔵・冷凍車(コンテナ、軽車両を含む。)、洗浄機、室内衛生管理機器、内臓処理機、残毛処理機に限定されます。なお、室内に設置する殺菌装置は、室内衛生管理機器、牛枝肉懸垂車は冷蔵冷凍車として、衛生管理機械に含めることができます。
- イ. 食肉販売店に貸付けできる貸付施設等は、別表2の(1)の食肉の加工、販売及び畜産 副産物の処理に必要な施設等に掲げる施設・機械・装置等になります。
- ウ. 食肉センター等に貸付けできる貸付施設等は、別表2の(2)の肉畜のと畜解体から部分肉処理加工、それらの配送等に必要な施設等に掲げる施設・機械・装置等になります。
- エ. 飲食店用機械については、借受者が自ら経営する飲食店に設置することができます。 対象となる施設等は、食肉、食肉加工品等を加工、調理、販売、貯蔵等するものに限りま す。建築物、構築物は対象となりません。

(3) 生乳リース

- ア. 貸付施設等は、集送乳の合理化、乳製品製造等のために必要な施設等に限定されま す。
- イ. 集送乳の合理化を目指す貸付けの対象の施設等は、指定生乳生産者団体等が生乳を 集送乳するのに必要とするもの又は指定生乳生産者団体等から配乳を受けた乳業メーカ 一等が、当該生乳を冷却又は滅菌するための貯乳施設、乳成分等分析検査機器等に限 定されます。なお、乳業メーカー等が当該生乳以外の生乳について集送乳等の合理化等 を図るために必要な施設等は、貸付けの対象にはなりません。
- ウ. 飲食店用機械については、借受者が自ら経営する飲食店に設置することができます。 対象となる施設等は、牛乳、乳製品等を加工、調理、販売、貯蔵等するものに限ります。 建築物、構築物は対象となりません。

3 借受者の範囲等について

(1) 経営リース

直接リース方式で貸付けできる者は、①農業の振興を目的とする団体等、コントラクター等(実施要領の第1の2の(1)のイの(イ)については、要件に適合することが確認できる書面を添付してください。)、及び堆肥センター(実施要領の第1の2の(1)のイの(ウ)については、団体を構成する養畜を行う者について、その畜種別の明細を添付してください。)、②養畜の事業を行う畜産農業者(要領第1の2の(1)のイの(エ)の a の(a)及び(b)の要件を満たす必要があります。)、③養畜の事業を行う法人(中小法人)、④農協等が議決権の過半数を持つ株式会社、⑤集団(①、②、③、又は⑤を含む2以上の農業者で構成する集団をいう。)

- ア. 間接リース方式で貸付けできる者は、①とし、その構成員等(公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人並びに一般財団法人の構成員等は除く。)、②又は④の者に対し、直接又は転貸借受団体を介して再貸付けできます。
- イ. 集団で貸付申請する場合は、当該集団において組織規程、会計規程が整備されているとともに、毎年度、役員会、総会等が定期的に開催されており、決算が役員会、総会等で承認されている必要があります。また、貸付施設等の利用に当たっては、貸付施設等共同利用契約書を作成する必要があります。

(2) 食肉リース

ア. 別表2の(1)の食肉の加工、販売及び畜産副産物の処理に必要な施設等を直接 リー

ス方式で貸付けできる者は、①食肉販売事業協、②食肉販売事業連、③農協等が株主であって議決権の半数所有し、かつ食肉販売を営む株式会社、④一般社団法人日本畜産副産物協会、⑤公益社団法人日本食肉市場卸売協会、⑥公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人であって、同施設等を自ら使用する場合に限られます。

また、同施設等を間接リース方式で貸付けできる者は、上記の法人のうち③、⑥を除く 法人の直接又は間接の組合員であって、同施設等を自ら使用する場合に限られます。

イ. 別表2の(2)の肉畜のと畜解体から部分肉処理加工、それらの配送等に必要な施設等を直接リース方式で貸付けできる者は、①都道府県の全部又は一部の区域を地区とする農協連、②国又は振興機構の補助事業により整備された施設を有する法人(独立行政法人及び地方公共団体を除く。)、③②を除く中小法人、④公益財団法人日本食肉生産技術開発センターであって、同施設等を自ら使用する場合に限られます。

また、同施設等を間接リース方式で貸付けできる者は、①及び④の直接又は間接の組合員等であって、同施設等を自ら使用する場合に限られます。

(3) 生乳リース

- ア. 集送乳に係る貸付施設等の中小法人への貸付けは、広域指定生乳生産者団体等又は農業協同組合等から生乳の集送乳等業務を受託して当該業務の委託契約を締結し、 理事長が認めた場合に限ります。
- イ. 牛乳販売店が構成員となっている商工組合、牛乳の流通に関する団体又はその構成 員に貸付けできる貸付施設等は、宅配専用車、自動販売機等販売機器、経営管理機器 になります。
- ウ. 農協等が議決権の過半数を持つ株式会社は、借受団体となれませんので、貸付施設 等の再貸付はできません。
- エ. 乳製品の製造を行っている個人事業主又は中小法人に、乳製品製造機器を貸付ける場合、その原料となる生乳等は主として国産品である場合に限ります。

4 リース契約等の方式について

- (1) 直接リース方式の貸付契約は、機構と借受者との間で貸付契約を締結します。 この方式においては、借受者の直接又は間接に所属する団体が受託団体として、機構 の業務を受託することになります。
- (2) 間接リース方式は、機構と借受団体とで貸付契約を締結しますが、ほぼ、同じ内容で最終リース団体と借受者においても再貸付契約を締結することになります。

この方式は、機構が借受団体に委託した業務を、借受団体から借受者の直接又は間接の所属団体である最終リース団体に再委託することになります。

5 貸付期間について

- (1) 貸付施設等の貸付期間は、別表1から3の「貸付施設等及びその貸付期間」の貸付期間側の年数になります。
- (2) 貸付期間(法定耐用年数)の短縮又は延長を希望する場合、実施要領別紙様式の様式 1号から3号の「貸付期間の短縮又は延長」の欄に記載することにより、短縮又は延長がで きます。
- (3) 貸付期間の短縮については、法定耐用年数が10年未満の貸付施設等の場合は、法定 耐用年数の70/100(端数切捨て)、法定耐用年数が10年以上の貸付施設等の場合は、

法定耐用年数の60/100(端数切捨て)の期間までとします。ただし、中古の機械・装置については、貸付期間を短縮することはできません。

- (4) 貸付期間の延長については、法定耐用年数の120/100(端数切上げ)の期間までとします。なお、理事長が特に必要と認める場合は、20年を限度として、当該必要とする年数まで認められます。
- (5) 法定耐用年数の異なる複数種類の貸付施設等(動産総合保険対象施設等に限る。)を借り受けるときは、借受者が申請手続きをすることにより、それぞれの貸付施設等の法定耐用年数を加重平均することにより、統一した貸付期間とすることができます。

6 貸付料について

- (1) 貸付料の支払いについては、年1回又は年4回(3ヵ月毎)支払いの二方法があります。
- (2) 貸付料の算定方法

貸付料の年額=基本貸付料の年額+附加貸付料の年額+消費税額及び地方消費税額(以下「消費税」という。)相当額

- ・基本貸付料の年額=(貸付施設等の取得価額-譲渡価額)÷貸付期間
- ・取得価額=購入価額(消費税抜き価額。千円単位とする。)
- ・購入価額=支払対価の額ー消費税
- ·譲渡価額=取得価額×10%
- (3) 附加貸付料の年額=[貸付施設等の取得価額-(譲渡価額+前年度までに納入した基本貸付料の額)]×理事長が定めた料率(基準料率)
- (4) 消費税=基本貸付料の年額×8% なお、譲渡価額にも8%の消費税が課せられます。
- (5) 初回の貸付料について

年1回払いにおける初回の貸付料は、借受者の負担軽減のため、年間リース金額の 1/3(4 ヶ月分)になっております。残りの2/3(8ヶ月分)については、最終回の貸付料に なります。

(6) 貸付料の年4回払いを希望する場合

年4回の支払いを希望する場合は、貸付申請書(実施要領別紙様式1号、2号又は3号の「貸付料の納入方法」欄の□年4回払いに✔印を記入してください。

この場合、貸付申請者及び借受団体又は受託団体(以下借受団体等)という。)は、4回払いすることについて、事前に調整してください。

(7) 基準料率より低い料率とすることができる者のうち、「畜産経営に係る女性経営者」とは、 法人経営においては代表者、個人経営においては農業経営主である女性経営者を指しま す。

7 貸付施設等の譲渡について

- (1) 貸付期間を満了したときは、譲渡代金(消費税額を含む。)の納入をもって借受者等に 貸付施設等が譲渡され、所有権が移転します。
- (2) 車両の譲渡については、譲渡代金の納入を確認後、機構から借受者等への所有権移転手続きが必要となる委任状、理事長の印鑑証明、譲渡証明書を借受団体等あて送付しますので、速やかに手続きを執って下さい。
- 8 貸付施設等のうち車両に係る車両登録及び自動車税について

- (1) トラック及びダンプカー並びに公道を走行するショベルローダー等にあっては、必ず、車 両登録をして下さい。
- (2) 車両の新規検査登録に必要な機構の委任状、理事長の印鑑証明等書類は、適宜、機構に連絡の上受領し、所有者は機構、使用者は借受者として登録して下さい。
- (3) 自動車税については、借受者が納入することになっていますので、可能な限り所管する 自動車税事務所から所定の納税管理人を指定する申告書を入手し、当該申告書に借受者 が記名、押印した上で機構に提出し、納税者が借受者になるよう手続きをお願いします。

9 保険の加入について

- (1) 動産総合保険以外の保険の加入
 - ア. 損害保険及び車両保険の対象となる貸付施設等については、機構を保険金受取人として、借受者が保険に加入します。この場合、保険契約期間は、貸付施設等の貸付期間と同一又は貸付期間中これを更新し、継続となる契約になります。
 - イ. 借受者が損害保険及び車両保険に加入したときは、当該保険に係る保険証書の写を 送付します。
 - ウ. 損害保険及び車両保険の対象となる貸付施設等の借受者は、必ず損害保険に加入しなくてはならず、借受団体等は、損害保険等に加入しない借受者に対し、損害保険等に加入するよう求めるものとします。その求めにも応じず、借受者が損害保険等に加入しない場合は、契約解除を求めることになります。
- (2) 動産総合保険の加入

損害保険及び車両保険の対象となる貸付施設等以外は、機構が一括して動産総合保 険に加入します。

10 貸付施設等の維持管理等

(1) 維持管理の原則

借受者は、善良なる管理者の注意をもって貸付施設等を維持管理するものとします。また、販売業者等が貸付施設等に貼付した記号シールが風雨等により剥がれる等確認ができなくなったときは、自ら確認ができるような措置を講じて下さい。

(2) 借受者は、貸付施設等の改造はできませんが、申請に基づき機構がやむを得ない事情があるとして承認したときは、改造を行うことができます。改造に当たっては、「機構の許可が必要な改造の考え方について」(平成23年5月17日制定)に基づき行って下さい。

11 事故の発生の場合の措置について

- (1) 貸付施設等に事故等が発生した場合は、直ちに、電話等で直接又は借受団体等を経由して機構に連絡して機構の指示を受けるとともに、「事故・故障状況報告書」により事故の内容等を借受団体等を経由して機構に報告して下さい。
- (2) 動産総合保険に係る事故であって、保険会社に保険金を請求する場合は、「畜産環境整備機構損害保険要領(平成20年9月29日20環機第838号)第3の3の規定に基づく「貸付施設等事故報告書」を提出して下さい。また、機構は、借受者からの「貸付施設等事故復旧報告書」の提出を受けて、保険会社から支払を受けた保険金を、原則として、借受団体等を通じて支払います。
- (3) 動産総合保険に係る事故以外の事故については、(2)の「貸付施設等事故報告書」に 準じて作成し、借受団体等を経由して機構に提出して下さい。

12 災害等の場合の貸付料の徴収の繰延、猶予及び免除について

(1) 貸付料の免除

- ア. 借受者は、災害、事故、故障、行政機関の命令、自己の都合その他いかなる理由で貸付施設等を使用せず、又は使用することができなかった場合でも、貸付料の支払いの責任を免れることができません。
- イ. しかしながら、阪神大震災、東日本大震災のような著しく大規模な災害等によって貸付施設等が滅失又は使用不能となった場合において、借受者及び周辺地域の被災の状況から借受者の経営の再建が著しく困難であると認められる場合には、特例の措置として被災時点以降の貸付料を免除することがあります。
- (2) 貸付料の徴収の繰延、猶予

貸付料の徴収の繰延又は猶予については、「家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領」、「東北地方太平洋沖地震に係る家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領の特例について」、「東日本大震災に係る貸付料等の徴収の再繰延の取扱要領」に基づき手続等を行います。

13 貸付けの申請について

(1) 貸付施設等の選定

ア. 貸付申請者は、リース対象施設等を選定する際、希望する機械・装置の性能、規模等の妥当性及びアフターサービスについて検討し、見積合わせ等を行い、できる限り低コストなものを選定するよう努めてください。

なお、販売業者等が作成する見積書については、「販売業者等との売買事務手続き等について(詳細版)」を参考にしてください。

- イ. 貸付申請者は、貸付対象施設等及び販売業者等の選定に当たって、原則として、予め 銘柄又は販売業者等を特定した見積書の徴取とならないよう、適切に行って下さい。また、 見積合せの結果については、その都度、それを記録にとどめ、貸付契約が終了した翌年 度から起算して5年間、関係書類とともに保管してください。
- ウ. 貸付対象施設等が中古機械等である場合、販売業者は、古物営業法の許可証(写)及び「中古機械等の貸付基準」の別紙「中古機械等の評価書」を見積書に添付して提出してください。

(2) 貸付申請書の経由等

貸付申請者は、実施要領別紙様式の「畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書」を作成し、直接リースにあっては所属する団体(受託団体)に、間接リースにあっては所属する団体(借受団体又は転貸借受団体)を経由して機構に提出します。なお、受託団体は、様式例2の「畜産高度化支援リース事業貸付申請の提出について(進達)」に基づき機構に進達します(都道府県主務課の経由は必要がありません。)。

ただし、特認施設等及び家畜伝染病又は自然災害等の適用を申請しようとする場合は、都道府県主務課長の意見を付して当機構へ提出してください。

(3) 借受団体等の審査

借受団体等は、貸付申請書に記載された貸付対象施設等及び貸付申請者の要件を審査してください。貸付申請者が「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」(平成23年3月31日付け23環機第219号改制定、以下「円滑な実施の確保について」という。)記の1の(1)から(6)に該当する場合は、貸付申請を行うことができません。

(4) 貸付申請書の添付書類

ア. 財務諸表(機構から提出を求められた場合は、前々期及び前々々期を提出。) 個人の場合:前期の青色申告決算書(損益計算書・貸借対照表)又は白色申告書(収 支内訳書)及び確定申告Bの第一表

法人の場合:前期の決算書(貸借対照表・損益計算書・販売費及び一般管理費の内 訳・製造原価報告書・勘定科目内訳)

- イ. 前期の納税証明書
- ウ. 附加貸付料の低減料率が適用される認定農業者である場合は、農業経営改善計画 認定書の写し。新規認定就農者は、青年等就農計画認定書の写し。
- エ. 貸付希望施設等の見積書(機構あて)
- オ. 貸付希望施設等のカタログ等(図面等の場合は、原本証明が必要)
- カ. 別紙の「一般財団法人畜産環境整備機構における個人情報の取扱について」
- キ. 中古機械等にあっては、「中古機械・装置の貸付に関する基準」に基づき、必要となる 書面
- ク. 共同利用の施設等については、共同利用契約書(組織規程・会計規程等)
- ケ. 貸付申請額が1千万円以上の場合 経営状況報告書(「円滑な実施の確保について」の別紙)
- コ. 貸付希望施設が構築物である場合 当該貸付施設等を設置するための必要な法的手続きに関する調書(様式例2の「貸付施設等を設置するために必要な法的手続きに関する調書」)
- サ. その他の提出書類等 申請の内容等により、上記に加え、審査に必要な書類

14 貸付けの決定と貸付契約の締結等について

- (1) 借受者との貸付契約及び販売業者等との貸付施設等の売買契約書の契約日は、同 一日とします。
- (2) 機構は、貸付決定後速やかに、契約内容を記載した貸付契約書を借受者等に、貸付施設等の売買契約書を販売業者等にそれぞれ送付します。
- (3) 貸付施設等が請負工事を伴う物件である場合、販売業者等は、機構から送付する売買契約書に、印紙税法に基づく額の収入印紙を貼付し、機構に提出します。
- (4) 貸付施設等の所有権が機構に移転するまでの間における販売業者等の倒産、銀行取引停止や自然災害等の危険については、関係する直接の当事者である借受者又は借受団体等及び販売業者等との間において解決することになります。

15 貸付施設等の納入及び検収について

- (1) 貸付施設等の検収の実施
 - ア. 貸付施設等の引渡検査は、機構が別に定める「畜産環境整備機構貸付施設等検収要領」(平成20年9月29日20環機第837号)及び販売業者等に通知した「販売業者等の売買事務手続き等について」に基づき実施します。

また、貸付施設等が中古機械等の場合は、見積書に添付された当該機械等の評価について確認し、検収調書に所見を記載してください。

イ. 借受団体等の検収実施者は、機構が販売業者等に発注した貸付施設等が、仕様書 等どおりに設置等されていることを検査します。

- ウ. 機構は、貸付施設等の検収に当たって、借受団体等に検収の実施を委託しますので、 借受団体等は、借受者及び販売業者等の立会の下、設置場所で検収を行います。
- エ. 同一の貸付契約における複数の貸付施設等の検収は、原則として同一日で行って下さい。
- オ. 貸付施設等のうち、ダンプカー、ミルクタンクローリー、冷蔵・冷凍車など車両の検収 日については、車両登録日になります。この場合の検収は、なるべく車両登録後、速や かに実施して下さい。
- カ. 車両については、検収時に自動車保険への加入を「損害保険加入確認書」(「畜産環境整備機構損害保険要領」別紙様式第4号)により確認して下さい。
- キ. 直接リースにおいて、受託団体を経由せず、直接機構に申請がなされた契約に係る 貸付施設等の引渡の立会は、原則として、機構が行います。

(2) 貸付施設等検収報告等

- ア. 借受団体等は、検収において、貸付施設等が仕様書等に合致し適切である場合は、 検収を終了します。
- イ. 借受者は、借受団体等の検収が終了したときに、貸付施設等の引渡を受けるものとし、貸付施設等設置確認書を販売業者等に交付します。
- ウ. 販売業者等は、イにおいて貸付施設等の引渡が完了したときは、貸付施設等設置確認書と貸付施設等の代金請求書を添付し、機構に提出します。
- エ. 借受団体等は、検収についての調書を記載した「畜産環境整備機構貸付施設等検収要領」に基づく貸付施設等検収報告書を機構に提出します。

16 貸付契約の変更等について

(1) 貸付契約の変更

- ア. 借受団体等は、借受者から貸付施設等の設置場所の変更及び借受者の変更等の 契約事項の変更の相談等を受けたときは、できるだけ速やかに、機構が別に定める様 式に従い、変更承認依頼文書等を作成し機構に提出して下さい。
- イ. 貸付契約は、原則として貸付期間中の解約はできません。ただし、借受者から申し出のあった解約理由を考慮し、機構が解約理由をやむを得ないと認めたときは、機構の条件(精算額、精算額納入期限等)を了承の上、解約することができます。やむを得ない理由とは、原則として、借受者の廃業とします。
- (2) 借受団体等は、貸付契約上の地位の承継(借受者の変更)を申請する場合、変更後の借受者(「引受者」という。)が実施要領上に定められた資格要件を満たすとともに、「円滑な実施の確保について」記の1の(1)から(6)に該当しないことを確認して下さい。
- (3) 上記の申請は、直接、機構に提出してください。

17 実施要領において定められている様式以外の様式例について

実施要領に基づく申請、契約、報告、届出等の様式は、実施要領及び実施要領に基づく細則等に定めるもののほかは、機構が別に定める様式例により行うものとする。

18 その他

貸付施設等は、借受者の資産に計上され、毎年減価償却により費用計上して経理処理します。

附則

- 1 この留意事項は、平成25年4月8日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この留意事項の制定に伴い、畜産環境整備リース事業の留意事項(平成23年5月11日 23環機第356号)、食肉販売等合理化施設整備リース事業の留意事項(平成23年5月11 日23環機第356号)、生乳流通効率化支援リース事業の留意事項(平成23年5月11日23 環機第356号)は廃止する。

附 則

この留意事項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この留意事項の改正は、平成27年4月1日から施行し、中古機械等については、「中古機械・装置の貸付に関する基準」を制定した日から適用する。

附 則

この留意事項の改正は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この留意事項の改正は、平成29年4月27日から施行する。

別 紙

一般財団法人畜産環境整備機構における個人情報の取扱について

1. 個人情報の取得及び利用について

一般財団法人畜産環境整備機構(以下「機構」という。)は、貸付申請書その他の提出書類等を通じて申請者(法人の場合は代表者、必要に応じ保証人、申請者の家族を含む)の情報を以下の目的で取得及び利用します。

- ①本人確認
- ②貸付申込の受付、貸付けの審査及び貸付後・貸付け終了後の管理
- ③貸付契約の締結、法律等に基づく権利の行使・義務の履行
- ④貸付事業に付帯する調査(調査結果は集計・分析したものを個人等が特定されない 形で公表することがあります。)
- ⑤その他の機構の貸付事業の実施

2. 第三者への個人情報の提供について

保有する個人情報について、法律等に基づき提供を求められた場合のほか、以下の目的に 必要な範囲において第三者に提供することがあります。

- ①借受団体、借受転貸団体、受託団体が行う申請者への貸付又は貸付のための事務
- ②販売業者(施工業者等を含む)からの貸付対象物件の購入
- ③貸付物件に係る動産総合保険及び保証保険の契約
- ④行政機関(国、都道府県等)による円滑な施策の実施
- ⑤独立行政法人農畜産業振興機構及び公益財団法人全国競馬·畜産振興会等への実績 報告
- 注:①の借受団体、借受転貸団体、受託団体とは、農業協同組合(連合会を含む)、都道府県 配合飼料価格安定基金協会、都道府県畜産協会など申請者への機構の貸付業務に携 わる団体をいう。

上記「一般財団法人畜産環境整備機構の保有する個人情報の取扱について」に記載された内容を確認し、同意しました。

平成 年 月 日

一般財団法人畜産環境整備機構理事長 殿

申込者 住所

氏名

(法人の場合、法人名、代表者の役職・氏名をご記入ください)

3 その他の法的手続

上記に倣って具体的に記載すること。

貸付対象施設等を設置するために必要な法的手続に関する調書

1 建築確認 (1) 貸付対象施設の構造(木造又はそれ以外)
(2) 貸付対象施設の面積
(3) 設置場所に係る地域指定等(都市計画区域その他建築確認の必要性に影響を与える地域指定等について記載すること)
(4) 建築確認の必要性(必要又は不要)
2 農地転用 (1) 設置場所の現況地目
(2) 農地転用許可の必要性(必要又は不要)

様式例2

(受託団体→(県経由)→機構)

第 〇〇〇〇 号 平成〇年〇月〇日

一般財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

 受託団体 (〒)住 所

 電 話 OOO-OOO-OOO

 受託団体名 OOOO協同組合連合会

 代表者氏名 OOO の の

畜産高度化支援リース事業貸付申請書の提出について(進達)

この度、下記の貸付申請者から別添のとおり、畜産高度化支援リース事業貸付対象施 設等貸付申請書の提出があり、関係書類を審査したところ、適当と認められますので、貴 機構との業務委託契約書に基づき進達します。

記

- 1 貸付申請者及び貸付希望施設等 貸付申請者からの貸付申請書(別紙様式)のとおり
- 2 検収を委任する場合の相手先
- (1)業務委託 (〇〇〇〇協同組合)(無い場合は、「なし」と記入)
- (2)検収委任 (〇〇〇〇協同組合)(無い場合は、「なし」と記入)
- 3 添付書類
- (1)貸付申請書一式
- (2)その他関連する書類